



# Lascom News

ラスコム・ニュース

2008-2 No. **34**

## 地域衛星通信ネットワーク

シリーズJ-ALERT

新たな展開に関する調査研究会の  
中間報告について

～J-ALERTの普及に向けて～ ..... 2

シリーズ 私と衛星通信 ..... 4

和歌山県総合防災情報システムについて ..... 6

映像情報の発信事例 ..... 7

## 公的個人認証サービスセンター

公的個人認証サービスを活用した  
取組事例のご紹介

..... 8

トピック ..... 10

機構の業務について ..... 11



大分県 災害対策本部室



Lascom 財団法人 自治体衛星通信機構

本誌は、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて作成されたものです。

## シリーズJ-ALERT &gt;&gt;&gt;

## 新たな展開に関する調査研究会の中間報告について ～J-ALERTの普及に向けて～

「地域衛星通信ネットワークの新たな展開に関する調査研究会」は、室崎消防庁消防研究センター長を座長に三瓶大阪大学大学院教授を座長代理として、総務省、消防庁、都道府県、市町村及び消防機関等の国民保護・防災関係機関の委員によって構成され、平成19年4月より活動を開始しました。(ラスコム・ニュースNo.32参照)

### ◎検討経緯

平成19年4月24日に開催された第1回研究会では、東海地震や東南海・南海地震、また首都圏直下型地震や宮城県沖地震等が近い将来発生する可能性が指摘されていること、平成19年10月1日から緊急地震速報が本格運用されることをふまえ、緊急性の高い「J-ALERTの普及」を当面のテーマとして選定しました。また、J-ALERTの活用ニーズを把握するため、全国の143団体に対してアンケート調査を実施することとしました。

7月10日に開催された第2回研究会ではアンケート結果を分析し、J-ALERTの導入が期待されている機関・施設や情報の種類、具体的な活用方法について検討を行いました。9月6日の第3回研究会ではさらに信頼性の高いJ-ALERTシステム、受信端末の開発やJ-ALERTの活用について検討を行い、さらにはメールでの意見交換も行い中間報告書を取りまとめました。以下、中間報告書「J-ALERTの普及に向けて」に沿って、その要旨をご紹介します。

### 1 J-ALERTの新しい展開

昨今の多発する地震災害と一般向け緊急地震速報サービスの開始によって、国民保護情報に加え緊急地震速報、津波警報、火山情報等も含めて住民へ伝達するJ-ALERTの必要性が高まってきている状況を指摘しています。

### 2 地域衛星通信ネットワークとJ-ALERT

衛星通信は他のメディアと比較し、地震などの災害に強いこと(耐災害性)、瞬時に広い範囲に同じ情報を伝えることができること(同報性・広域性)などの長所を持っています。地域衛星通信ネットワークを利用したJ-ALERTには様々なメリットがあり、緊急地震速報の送受信メディアとしては、テレビや携帯ラジオ、インターネットなどと比べ、総合的にみて現時点で最も信頼性の高い通信手段だと言えます。

一方において衛星通信は降雨減衰という弱点があること、さらにテレビやラジオ、インターネッ

トと比較して整備費用が必要となることが指摘されました。

### 3 J-ALERT アンケート調査結果について

アンケート調査によれば、自治体がJ-ALERTの受信を期待している機関・施設は消防本部、消防署では95.5%に達し、放送事業者、国・自治体の出先機関や公立学校では85%を越え、また私立学校、社会福祉施設、病院、診療所や駅・飛行場においても80%を越えています。調査結果からJ-ALERTは行政(防災)機関にとどまらず、災害時に避難施設として使われる公私立の学校や病院、社会福祉施設へと受信可能施設を拡大していくことが期待されています。

J-ALERTの利活用について記入方式で回答を求めたところ、①住民や滞在者への情報の伝達、②防災関係機関として緊急出動、準備をするためにJ-ALERTを利用しようとするもの、③社会福祉施設、病院、学校あるいは百貨店、駅、市民ホ

ールなど施設そのものに多数の人々が存在する場合の利用、など多数の活用アイデアが寄せられました。

J-ALERT に対する意見等では60件が寄せられ、同報無線との接続費用などの財政負担の軽減に関するものが23件で最多となっており、続いて利用方法に関するもの(15件)、住民への周知、広報、自治体への情報提供に関するものが続いています。

#### 4 安価で信頼できるシステムの開発

J-ALERT の普及には安価で信頼性の高い受信設備の開発が不可欠です。受信設備の低廉化には、①受信設備の量産が可能となるよう J-ALERT の普及を進めること、②多数のメーカーが参加できる競争環境を整備すること、の2点が重要と言えます。

多くのメーカーが受信機の生産に参加できるように受信設備の仕様を規定する基本設計書の整備は不可欠であり、生産メーカーに対しては一定の条件の下で基本設計書が公開される必要があります。また、受信設備が基本設計書に準拠していることを認証する任意の認定制度を設けることが提案されました。

また、J-ALERT 受信設備についてはその重要性からヘルスチェックや自動的に受信ソフトのバージョンアップなどを行うなど管理の充実したシステムを構築すべきだとの指摘もされました。

#### 5 J-ALERT システムの展開

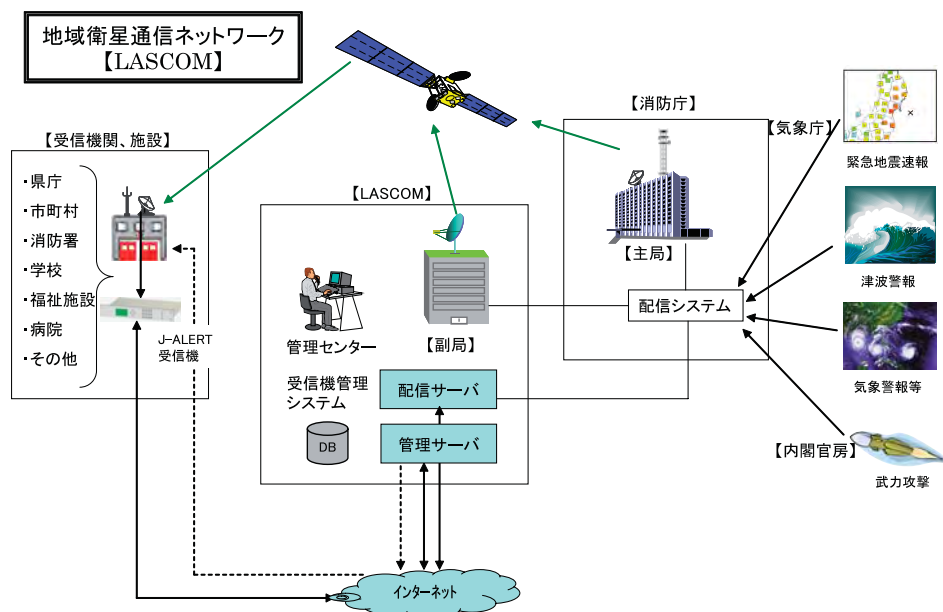
アンケート調査結果と研究会における検討をふまえ、中間報告書では以下のような提言を行っています。

- ① 通信手段の多元化…降雨減衰に対応するため衛星送信局を複数化し、またインターネットでも配信し信頼性を高める
- ② 管理システムの充実…受信端末の遠隔保守等を行う
- ③ 受信対象施設・機関の拡大…今後、公私立学校、病院、社会福祉施設、国の機関、不特定多数の者が出入りする規模の大きな防火対象物などにも拡大していく
- ④ J-ALERT の活用…CATVや施設内放送との接続、エレベーターの自動停止など多様な活用を図る
- ⑤ 基本設計書の作成…競争環境の整備を図る

下の図は以上の提言を踏まえた J-ALERT システムを模式的に示したもので、現在、機構では消防庁の指導の下、J-ALERT の安価で信頼できる受信端末の開発を進めており、次号ではその取り組み状況を報告する予定です。

なお、中間報告書は機構のホームページに掲載されていますので、ご一読ください。

〔機構URL〕 <http://www.lascom.or.jp/>



シリーズ &gt;&gt;&gt;

## 私と衛星通信

前号からスタートしましたシリーズ「私と衛星通信」の第2回目は、大分県生活環境部防災危機管理課の佐藤英雄参事にお話をお伺いしました。

### 1 はじめに

今日は、大変お忙しい中、私どものインタビューに応じていただきまして、誠にありがとうございます。佐藤さんは、都道府県防災行政無線、衛星通信の世界では、常に全国の都道府県をリードする立場で業務を進められており、機構としても、いろいろとお世話になっております。

無線関係の仕事に携わって、どれくらいになりますか。  
今年度末でちょうど40年になります。

### 2 大分県の地理的、地質的な特徴と防災行政無線

大分県は地理的に、山あり、海あり、半島や離島もある複雑な地形、また九州ということで台風も多いように思います。地震についても南海地震や日向灘のプレート間地震の発生が危惧されており、別府一万年山断層帯も存在しています。

ということで、いざという時に備えた防災行政無線網の整備が重要になっていると思いますが、大分県の防災行政無線の現状についてご説明下さい。

昭和38年に水防無線、昭和43年に県庁と消防庁をマイクロ回線で結ぶ消防防災無線、昭和47年から51年まで第一世代の防災行政無線の整備、現在の衛星を使った第二世代の防災無線は平成元年に基本構想を立て、平成2年から5年に整備しました。その後ヘリコプターTV、可搬型衛星局、震度情報、職員参集などのシステムを組み込み、平成12年に防災センターを設置しました。

防災センターの機能のうち、特徴のあるものとしては、警察との連携により、警察無線を利用したパトカーからの災害現場映像や交差点カメラ映像を災害対策本部のモニターに表示することができます。この交差点映像は、地震災害時のビル倒壊状況等を確認するためのものです。また、消防無線のモニターがあります。

### 3 地域衛星通信ネットワークの整備

地域衛星通信ネットワークについてはいつごろ整備されたのでしょうか。

機構が設立した平成2年から、機構と協議をさせていただきながら整備をはじめました。市町村は平成4年に、県庁局は庁舎の都合で平成5年に完成し、運用を開始したのは平成5年12月です。

当時、自治省から山間部の市町村にはマイクロや400MHzではコスト高となるため衛星でという話が出ました。本県では、昭和51年に整備した第一世代の防災行政無線が老朽化していることもあり、急遽衛星の整備をすることにしました。しかし、雨で使えなくなる若干の空白時間でも、九州では致命的なこととなるため、衛星が使えない

時に利用する地上系を導入することについて自治省と協議し、本県では衛星系と地上系を整備することにしました。

そのほか、本県の特徴としては、開設当初から衛星回線によるインターネット通信を開始し、市町村のパソコンに向けて気象情報を配信するシステムを構築しました。また、衛星車載局も整備し、平成12年に沖縄県で国際会議（沖縄サミット）が開催され、その映像を現地から全国へ配信しました。

### 4 IP映像中継サービス

機構としては、地域衛星通信ネットワークの今後の展開について、①地域衛星通信ネットワークのメリット（可搬性・簡便性、広域性・同報性、映像の送受信、専用回線）をこれまで以上に生かしていく、②衛星携帯電話や消防救急無線、インターネット等との連携を進めていく、③国（消防庁）一都道府県一市町村という縦型のネットワークから市町村内で現地と役場を結ぶといった水平型のネットワークとしても機能する、という方向で考えています。

大分県では小型可搬局を利用したIP映像中継を実施したいとのことですが、まさに機構が進めようとしている方向に合致しており、機構としても全面的に協力したいと考えています。

大分県でお考えになられているIP映像中継サービスの活用方法について、ご紹介いただけませんか。

これは、映像が送れる衛星車載局の役目も含めた小型可搬局として、災害現場の状況をいち早く正確に伝送するという活用のしかたを想定しております。

本来なら衛星車載局を導入すればよいことは承知していますが、まず費用対効果を考え、小型、簡易型で車両に取り付けできるものを採用することにしました。以前、本県ではありませんが、離島での災害現場へ衛星車載局を船に載せて行こうとしたが、重量が重く着岸できず、翌朝の満潮を待って上陸したという話を聞いておりました。本県にも離島がありますので、小型であれば、持ち運びも可能ですし、最悪、車や船が行けない場所でもヘリコプターに積んで運ぶこともできます。それから、自動捕捉という高価な機能は必要ないと考えました。実際の災害現場では、衛星装置の操作以外にカメラ、ファックス、電話、PC等の接続や操作が必要であることから、一通りの技術を持った職員が出動することにしております。捕捉についても手動でやることを想定し、自動捕捉のような高価な機能は必要ないという結論に達しました。



佐藤 英雄 参事

また、小型可搬局の中には、アンテナと本体を分離できない、音声と映像を同時に送信できないものもありますが、本県では、専用自動車の天井にアンテナを取り付け本体を車内に、また、音声と映像を同時に送信できることを条件とし、昨年10月に一般競争入札により業者を決定し、本年3月から運用を開始します。

## 5 衛星携帯電話、消防救急無線等との連携

自治体が衛星携帯電話を保有することは孤立集落の解消等の観点から必要だと思います。また、将来的にその衛星携帯電話を専用回線である地域衛星通信ネットワークと連携させることで、より便利になると考えています。また、広域応援体制の整備に伴い消防救急無線と地域衛星通信ネットワークとの接続が必要になってくるとは思います。どう思われますか。

衛星携帯電話を災害対策本部と災害現場との間で使用する場合、災害対策本部側では、室内で使用するということとなり、イリジウムでは、アンテナを衛星の見える窓際に持って行き、衛星の周期にあわせて視界がとれる



災害対策本部室

時間帯のみが通話可能となります。また、静止衛星の場合は、衛星方向が開けていることが条件となり、災害対策本部室の配置により、衛星を捕捉できない場合があります。そのような場合には、現地の衛星携帯電話から災害対策本部の加入電話等にかけることとなるが、災害対策本部が設置された地域の加入電話が輻輳している場合には通話できないこととなります。従って、これを解消するための手段としては、機構の管制局に衛星携帯電話の受信機を置いて、それに受信したら、被災地である都道府県の衛星電話機に繋ぎ込むように機構の交換機を改修していただければ、各都道府県や市町村で整備が進んでいる衛星携帯電話の災害時での使用が格段アップし、使い勝手がよくなります。

もっとも、実際の災害現場は谷底だったりするわけで、衛星までの見通しが悪いことが多々ありますので100%衛星携帯に頼るというわけにはならないでしょう。まず、緊急時には、衛星携帯を持って現地へ跳んで、第一報、第二報として活用し、その後、衛星可搬局などを持ち込み映像等を送信すればよいと思います。万一、衛星までのクリアランスがとれない谷底の場合であっても、クリアランスのとれる高台に衛星可搬局を設置し、現場まで簡易型マイクロ波通信システム（パソリンク）や移動無線でつながり方法はあります。そういうことで、地域衛星通信ネットワークに代わるものはなく、充実させておき、衛星携帯電話はサブ的に活用すべきであると思います。

次に消防救急無線についてですが、平成28年5月までに260MHz帯によるデジタル化を行う必要があります。本県の調査では、中継局を多く作ればサービスエリアは広がります。しかし、費用対効果から考えれば、多く作る訳にはいきませんし、県域を100%カバーすることは到底できません。そこで不感地帯はどうすればよいかということにな

ってきます。共通波について地域衛星通信ネットワークとの連携が考えられます。例えば被災地に衛星車載局や衛星可搬局を搬入し、消防救急無線と接続することにより、不感地帯で活動中の他都道府県から派遣された緊急消防援助隊と派遣元の消防本部が直接通信ができることとなります。このようなシステムについて、技術的に可能かなど実証実験等をやっていただけるとありがたいです。また、衛星車載局や衛星可搬局の価格が安くなるとういすね。

## 6 J-ALERTの整備

J-ALERTの整備については、機構としても地域衛星通信ネットワークのメリットの一層の発揮という点で力を入れています。大分県では、市町村や消防本部なども含め、今、どんな状況なのでしょう。

国が薦めている、緊急情報を衛星から県・市町村へ送信し、市町村の同報系防災行政無線を立ち上げて住民に情報を伝達するJ-ALERTは大変重要であり、本県でも取り組んでいかなければならないと思っております。ただ、市町村の防災行政無線装置が古くてJ-ALERTに接続できないというところもあるのが現状です。せっかくJ-ALERTの信号を衛星から振り下ろすのであれば、安い受信機を開発して、市町村のパンザマストに付けて、信号が来たらそのスピーカーから流せばよいと思います。また、市町村防災無線が整備されていないところでも、スピーカー装置はたくさんあります。例えば、学校、市場、公民館、マンションの屋内スピーカー、大企業の構内スピーカー等です。ここに受信機をおけば、緊急情報や国民保護情報は住民にいち早く伝わります。さらには、東南海、南海地震でいえば、宮崎から仮に愛知の海岸線のうち、津波がすぐに到達するような海岸沿いにスピーカーと受信機を設置すれば、衛星から一発で海岸付近にいる人たちに緊急情報を伝えることができます。まさに衛星のメリットです。スピーカーや受信機のメーカーとしても需要が多くなれば安価となることが予想されます。このような大きなシステムは、国レベルで考えていただき、標準仕様を定めるなどしていただければ、各都道府県・市町村等でも安価な構築が可能となります。国で薦めているJ-ALERTは当然必要ですが、それ以外のシステムにも目を向けてほしいと思っています。

## 7 機構への要請

機構に対して、何か要請、注文等あれば、お願いします。

先ほども言いましたがJ-ALERT関連ですと、例えば既存のスピーカーを使える施設では受信機とアンテナさえ繋がればよいので、受信機等の価格が安価となれば、非常に安く整備できます。莫大な費用をかけずに国民を守る手段を国や機構が音頭を取ってやってほしいと思います。一つ二つの県がいくら声をあげたところで、低減化には繋がりません。また、消防救急無線デジタル化に伴う、共通波の不感地帯解消についても国と機構がタイアップして実証実験などを行い通信機器の標準仕様を定め、各都道府県及び市町村に対して、技術的なアドバイスを頂ければありがたいです。

今日は忙しい合間を縫ってインタビューにお応えいただきましてありがとうございました。

# 和歌山県総合防災情報システムについて

(和歌山県総務部危機管理局総合防災課)

## 1. はじめに

和歌山県では、平成15年度から19年度の5カ年計画で「和歌山県総合防災情報システム」を整備し、平成19年9月から運用を開始しました。本システムでは有線回線、衛星回線を通信基盤としており<sup>\*1</sup>、県、市町村、消防本部、警察機関、防災関係機関等による速やかな防災情報の収集、配信、共有を実現するため、コンピュータネットワークを利用した防災情報システムを整備しています。また、携帯電話のメールやホームページにより、県民の皆様にも防災情報の提供を行っています。 ※1 有線回線のための機関あり。

## 2 衛星系システム

### (1) 地球局の整備状況

設置機関	局数	アンテナ径、回線数
県庁統制局	1	4.5m φ、15回線
県支部局	6	1.8m φ、4回線
県端末局	7	1.8m φ、2回線
市町村・消防本部	42	
防災関係機関	2	
合計 <sup>*2</sup>	58	

※2 別途、可搬局（3局）を整備している。



衛星パラボリアンテナ（4.5m φ）

### (2) 個別通信

衛星系は地域衛星通信ネットワーク第2世代システムを新規整備しています。県庁統制局は15回線、県支部局は4回線、その他の局は2回線を有し、電話、ファクシミリ通信が可能となっています。また、防災情報システムのバックアップ回線として、IP型データ伝送によるデータ通信も可能となっています。

### (3) 一斉指令

一斉指令は統制室の一斉指令台から行います。音声一斉に加え、紙ベースの資料はスキャナで電子化し、電子データはそのまま一斉送信します。また、気象情報が発表されると、自動的に各受令局に一斉送信されます。特に津波注警報が発表された場合は、市町村同報無線と接続することにより、津波注警報が発表された旨を住民に直接自動放送する住民一斉機能<sup>\*3</sup>を実現しています。



統制室（和歌山県防災センター3F）

受令局では一斉受令端末（PC）で受領します。受領した情報は一斉受令端末内に電子データで保存されると共にプリンタから印刷されます（音声一斉の場合は外部スピーカから出力）。また、住民一斉機能のある市町村では、一斉受令端末と市町村同報無線の親卓を接続しています。

※3 沿岸18市町村のうち、14市町村で住民一斉機能を実現している。

※4 回線速度の関係上、有線回線はメイン回線、衛星回線はバックアップ回線としている。

## 3 おわりに

本県の防災体制を充実・強化するためには関係機関との連携が必要不可欠であり、本システムの整備は有効であると考えています。今後は定期的な訓練を実施するなど、本システムの機能を誰もが十分に活用できるような体制づくりが重要になると考えています。

## 映像情報の発信事例

### 第18回女性消防操法大会（日本消防協会）

平成19年10月25日に横浜市消防訓練センターで開催された同大会の様態を放映しました。

### 「119番の日」シンポジウム（総務省消防庁） ～自治体消防制度60周年記念シンポジウム～

平成19年11月9日にニッショーホールで開催された同シンポジウムの様態を放映しました。



### 全国知事会議（全国知事会）

平成19年11月13日及び12月19日に都道府県会館で開催された同会議の様態を生中継で放映しました。



### IP映像配信サービス

平成20年度より地域衛星通信ネットワークの新しいサービスを実施します。これは、IP型データ伝送によるストリーミング映像について、第2世代化していない地球局でも受信できるよう、機構局においてデジタル映像により中継するものです。

詳しくはホームページをご覧ください。

### チャンネル利用検討会

平成19年5月より映像デジタル多チャンネル化に向けチャンネル利用の活性化を図るため、自治体及び国の担当者をメンバーにした検討会を設置しました。

検討会においては、地方からの映像発信については基本的に無料とすることや、これまでの利用方法にとらわれず長期間の映像監視や特定の局との通信的な利用方法を積極的に推進すべき等の提案をいただきました。機構においては、この提案を受け、平成20年度より実施する方向で準備を進めて参ります。

### 第7回市長フォーラム（全国市長会）

平成19年11月14日に全国都市会館で開催された同フォーラムの様態を放映しました。



### 地方自治法施行60周年記念式典（総務省）

平成19年11月20日に東京国際フォーラムで開催された同式典の様態を放映しました。

### 施策の紹介（宇宙航空研究開発機構）

平成19年11月27日から3回に渡り、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の人工衛星について紹介しました。

第124回 陸域観測技術衛星「だいち」による災害観測

第125回 技術試験衛星Ⅷ「きく8号」の実験について

第126回 超高速インターネット衛星「きずな」による利用実験

### 仕事納め・仕事始め知事あいさつ

12月28日（仕事納め）・1月4日（仕事始め）に、各府県で知事のあいさつを「地域映像試行放映」として無料で放映しました。

### 自治体からの「施策の紹介」を募集

機構では、地方自治体の施策について積極的に全国へ紹介したいと考えています。スタジオ収録や放映に関する経費負担はありません。紹介してほしい施策がある自治体は是非機構までご連絡ください。（TEL 03-3434-0252）

### 自治体衛星通信機構人事異動

総務部情報企画課長

退職 須藤正喜 平成19年9月30日

採用 番場芳広 平成19年10月1日

公的個人認証センター技術主任

採用 松岡弘之 平成19年10月1日

# 公的個人認証サービスを活用した取組事例のご紹介

## 【北海道深川市】

北海道深川市では、公的個人認証サービスを活用した市独自のユニークなサービスを提供しています。市民参加型深川地域生活情報サイト、通称「深ナビ」と呼ばれている情報サイトについてご紹介します。

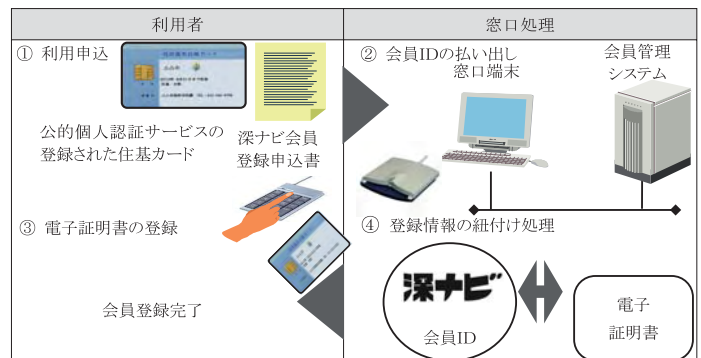
「深ナビ」は、市民の方々が地域のあらゆる情報を共有しながら地域の外にもどんどん情報を発信するサイト（ホームページ）です。「深ナビ」へのサービスに参加し、自らの情報を発信しようとする場合、公的個人認証サービスを活用した会員登録が必要です。

会員は、会員申請内容と公的個人認証サービスの電子証明書を会員管理システムに登録し、登録した会員は「深ナビ」ログイン画面で住基カードをセットして、公的個人認証サービスの暗証番号を入力することで当該会員の専用ページに入ることができるものです。会員登録時の電子証明書との照合ならびにJPKIセンターへの問合せによる電子証明書の有効性確認と失効確認を行い、会員権限のある会員本人を確認しています。インターネットの中では相手の顔が見えません。そのため、嘘や誹謗中傷、なりすましなど、せっかくの情報もその信頼性を奪われてしまうことがあります。

「深ナビ」は、「誰」が投稿した情報かを厳格に確認するため、「公的個人認証サービス」を利用し、なりすましや不正な書き込みを防止して、情報の安全性や信頼性を保ちながら地域の方や市外の方々にも安心して利用できる環境を整えています。

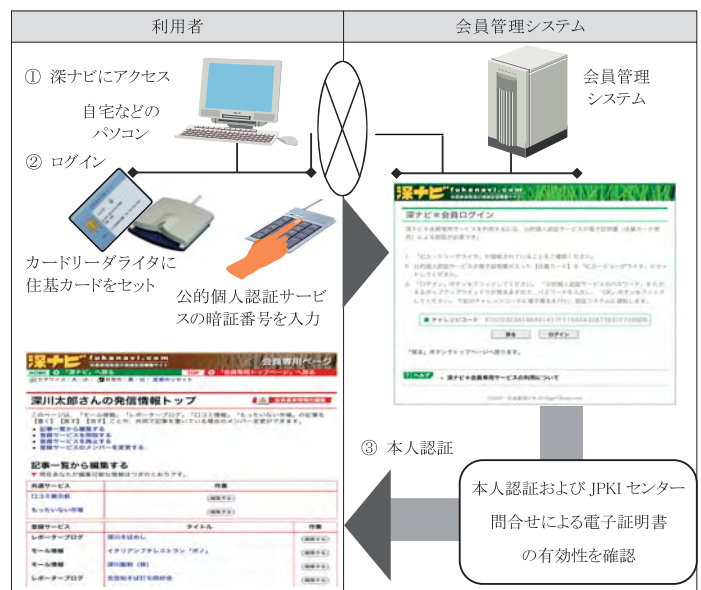
### 会員登録申請時の処理

- ① 利用者（住民）は市役所窓口にて公的個人認証サービスを受けた住基カードと深ナビ会員登録申込書を提出。
- ② 窓口職員は、受付端末により深ナビ\*会員IDの払い出し。
- ③ 利用者は、リーダライタに住基カードをセットし暗証番号を入力して電子証明書を会員管理システムに登録。
- ④ 窓口職員は、深ナビ\*会員IDと電子証明書の紐付け処理を行い、住基カードを返却して登録完了。



### 会員ログイン時の処理

- ① 会員は自宅などのパソコンまたはマルチメディアセンター設置の公開端末から「深ナビ」にアクセス。
- ② 会員ログイン画面でICカードリーダライタに住基カードをセットし、公的個人認証サービスの暗証番号を入力して本人認証を行なう。
- ③ 本人認証、電子証明書の有効性確認が行われ、確認されると会員専用画面が表示され、会員が発信したい情報を入力し完了。





## 《深ナビの具体的な特徴》

### (1) 市民が便利と実感できる生活情報サイト

「あの店は何時まで開いているのかなあ」「この修理はどこに頼めばいいの」私たちは普段の生活の中でそうした疑問も解決にどれだけたくさん時間を使っているでしょう。深川地域の生活情報サイト「深ナビ」は、市内にさまざまな形で存在する情報、「知っているようで意外と知らない」情報をパソコンや携帯電話を使って、いつでもどこからでも取り出せるようにしています。

### (2) 深川が元気になるコミュニケーションサイト

地域の外に奪われがちな消費。これを食い止めるには、商品やサービスを提供するお店などと、利用する市民が絶えず情報を共有することが大切です。「深ナビ」は市内のあらゆる分野のお店や事業所、サークル活動などの情報を詳しく発信するため、お店ごとに商品やサービスを紹介する機能を備えています。この機能を利用して「日替わりサービス」や「イベントの告知」などの情報を、より効果的なタイミングで伝えることで、消費が増えてお店などが元気になることを狙いにしています。

### (3) 市民自らが発信する手作りサイト

情報をいちいち市が登録していたのでは、時間がかかり間違いも起こりやすくなります。「深ナビ」はインターネットで人気のブログ機能を利用して、市民のみなさん自身が発信する情報で作られますので、新鮮な情報を投稿者が責任を持って発信すると同時に、「深ナビ」の管理の手間も小さくなっています。

## 《深ナビの提供情報》

(1) モール情報：事業所の取扱業務や住所などの基本情報のほか、おすすめ商品、サービス、イベントの紹介

(2) レポーターブログ：趣味や仕事など市民が自由なテーマで展開

(3) 口コミ掲示板：ちまたの話題、日ごろ感じたことなど市民がその都度掲載

(4) もったいない市場：不用品交換コーナー

\*平成19年度に、公的個人認証サービスによる売り手、買い手の相互認証機能を備えた、地域物産販売のためのネットショッピングを追加する予定です。



【トピック】

## 公的個人認証の ～サービス提供時間を延長しています～

平成19年度の税制改正により、平成19年分か20年分の所得税について電子申告をした場合、最高で5,000円の税額控除を一回受けられることとなりました。（\*注1）

このため、電子証明書の取得を希望される方が増えてきています。

公的個人認証サービスセンターでは、市区町村での発行事務の円滑化を図り、電子証明書の取得を希望される住民の利便性の向上に努めるため、これまで17時30分までとしていた平日のサービス提供時間を関係機関と調整し19時30分まで延長するとともに、土曜日（8時30分から17時30分まで）にも対応できる体制を整備しました。（\*注2）

これにより、市区町村窓口での発行事務の延長が可能となります。

注1 詳しい内容については、国税庁ホームページ又は  
<http://www.nta.go.jp/tokyo/topics/e-tax/pdf/etax-info02.pdf>  
をご覧ください。

注2 サービス提供時間

平日 8:30～19:30  
土曜日 8:30～17:30

上記のサービス提供時間は、平成20年1月4日から平成20年3月17日までです。3月18日以降につきましては、従前どおり、平日の8:30～17:30までとなります。

なお、サービス提供時間および土曜日の取り扱いについては、市区町村により相違がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

また、市区町村窓口での混雑が予想されますので、電子証明書の取得を希望される方は、できるだけ早く手続きされますようお願いいたします。

### ご注意願います !!

地域衛星通信ネットワークの「VSAT地球局」は技術基準適合証明設備です。技術基準適合証明を受けていても、機器等を交換すると証明の効力が失われます。法令遵守をお願いします。

（お問い合わせ）技術部 免許管理課 TEL 03-3434-0253

## 機構の業務について(公的個人認証サービスセンター)

当機構は、指定認証機関として総務大臣の指定を受け、また、各都道府県より認証事務の委任を受けて、平成16年1月29日から公的個人認証サービスを開始いたしました。

公的個人認証サービスは、インターネットを利用した電子申請等を安全に行うために使用する電子証明書を発行する公的なサービスです。業務開始以来、4年が経過し、電子証明書の総発行件数は、平成19年末現在、36万件を越えています。

また、電子申請等については、国や全ての都道府県で導入され、市町村においても新たに開始したところや対象手続きを拡大した団体も逐次増加してきており、公的個人認証サービスの果たす役割はますます重要となっています。

公的個人認証サービスセンターでは、今後ともサービスの安全・安定した運用に努めてまいります。



### 【公的個人認証サービスセンターの業務】

#### ○都道府県認証局の運営

都道府県及び市町村と連携して、電子証明書の発行及び失効、失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を行っています。

#### ○個人認証ブリッジ認証局の運営

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、都道府県認証局と相互認証する個人認証ブリッジ認証局を運営するとともに、政府認証基盤との相互認証を実施しています。

#### ○市町村における公的個人認証サービスの推進

市町村窓口業務の効率化・改善に係るシステム開発を行うとともに、公的個人認証サービスの新しい活用方策を探るため、市町村が行うモデル事業に対する支援を行っています。

#### ○署名検証者に対する失効情報等の提供

オンライン申請等を行う国・地方公共団体等の行政機関、認定認証事業者等の署名検証者等に対し失効情報等を提供するとともに、新たに署名検証者等となる機関に対しテスト環境等を提供するなど、円滑なシステムの運用に努めています。

#### ○共通基盤運用事業の実施

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、利用可能なパソコン環境の拡充など利用者の利便性の向上やシステムの安全・安定的な運用を図るため、公的個人認証サービス共通基盤運用事業を実施しています。

その他、市町村合併に伴うシステム変更に関する調整やそのための事務支援などについて関係機関と連携しながら推進しています。